

特定非営利活動法人 日本咀嚼学会
健康咀嚼指導士認定に係る施行細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本咀嚼学会(以下「本会」という。)定款及び規程に定めるもののほか、健康咀嚼指導士認定制度の施行に必要な事項を定めるものである。

(申請手続き)

第2条 健康咀嚼指導士認定制度規程(以下「認定制度規程」という。)第3条の申請要件を満たし、健康咀嚼指導士の資格を申請する者は、別に定める認定申請料を納入の上、次の各号に掲げる書類一式を、本会に提出しなければならない。

- (1)健康咀嚼指導士認定申請書
- (2)履歴書(各種取得免許並びに勤務施設及び勤務年数等を明記)
- (3)認定制度規程第3条第2項によって申請が認められた者は、前号にかかわらず、理事2名連記による推薦書を添付(各種指導的活動を明記)
- (4)咀嚼及び健康に関連する職種の免許証又は勤務に係る証明書類(ともに写)

(更新要件)

第3条 健康咀嚼指導士認定者は、5年ごとの更新手続きを必要とし、更新に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本会会員にあつては、本会の正会員会費を滞りなく納めていること
- (2) 本会非会員にあつては、本会が開催する次に掲げる行事に5年間で、1件以上発表又は参加し、それぞれの証明書類等(写)が提出できること
 - ① 本会学術大会に参加
 - ② 本会主催の講演会又は研修会等に参加
 - ③ その他、健康咀嚼指導士認定・研修委員会が認める学術集会等への参加
- 2 前項(2)の要件にかかわらず、咀嚼及び健康に関して特に功勞の著しい健康咀嚼指導士に対しては、健康咀嚼指導士認定・研修委員会及び常任理事会の議を経て、更新要件を免除することができる。

(更新手続き及び更新日)

第4条 前条に掲げた更新要件を満たし、その資格を更新しようとする者は、別に定める更新申請料を納入の上、本会会員にあつては、(1)及び(4)の書類を、本会非会員にあつては、次の各号に掲げる書類一式を、本会に提出しなければならない。

- (1) 健康咀嚼指導士更新申請書
- (2) 第2条の(2)、(3)並びに(5)に係る書類等
- (3) 第3条第1項の(2)に係る参加章等の証明書類(写)
- (4) 更新申請料払込受領証(写)
- 2 更新の申請は、認定失効期日の6か月前から失効時の同年度末までに行わなければならない。
- 3 更新日は、最初に認定された同月日とする。

(提出金品の不返還)

第5条 第2条並びに第4条に定めた既納の各種書類並びに各申請料等は、いかなる理由があつても返還しない。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、健康咀嚼指導士認定・研修委員会の発議により、会則検討委員会の協議のうえ、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、本会常任理事会において承認した日(平成19年8月24日)から施行する。
- 2 この細則は、本会常任理事会において承認した日(平成21年10月2日)から施行する。
暫定措置として、本施行細則の施行日から1年を限度として現行の細則も運用できることとする。
- 3 この細則は、本会常任理事会において承認した日(令和3年3月15日)から施行する。